

川崎市立川崎病院 医療安全管理室要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）の医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）との連携のもと、病院の医療安全管理に係る状況を把握し、医療安全確保のための業務改善を推進する等、組織的な医療安全対策を実施することを目的とし、病院内に医療安全管理室（以下「管理室」という。）を設置する。

(管理室の構成)

第2条 管理室に室長（統括医療安全管理者）、副室長、医療安全管理者及び室員を置く。

2 室員の構成は、次の各号に掲げる病院職員とする。

- (1) 診療部門 医師、臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師
- (2) 看護部門 看護職員
- (3) 事務部門 庶務課長
- (4) その他、病院長が必要と認める職員

(管理室員の指名)

第3条 室長（統括医療安全管理者）は、病院長が指名する。

当院における医療安全管理者の推進責任者として位置付ける。

- 2 副室長は、室員の中から病院長が指名する。
- 3 医療安全管理者は、医療安全管理室職員の中から病院長が指名する。
- 4 医療安全管理室員は、該当職員が複数いる場合には、病院長が指名する。

(所掌事務)

第4条 管理室は、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 各部門における医療安全対策の実施状況に基づく医療安全確保のための業務改善に関すること。
- (2) 医療安全に係る職員研修の実施とその評価に関すること。
- (3) 医療事故発生時の対応、調査、再発防止に関すること。
- (4) 医療安全に係る患者等からの相談に関すること。
- (5) 医事紛争、医療訴訟の事務に関すること。
- (6) その他、病院長の指示による病院の医療安全管理において必要な事項に関すること。

(管理室員の業務)

第5条 室長は、第4条に規定する所掌業務に関する事項を協議するために管理室会議を主宰する。

- 2 副室長は室長に事故ある時に、室長に代わり、室長の業務を行う。また、医療安全管理者とともに第3項に定める業務を行う。
- 3 医療安全管理者は次の各号に掲げる所掌業務を行う。
 - (1) 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。
 - (2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
 - (3) 各部門における医療事故防止担当者への支援を行うこと。
 - (4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
 - (5) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
 - (6) 相談窓口等の密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に

応じる体制を支援すること。

(7) 医療事故に関する報告と対応を行うこと。

4 第4条及び前項に定める所掌業務における内容を以下とする。

(1) 医療安全対策の実施状況に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録する。

(2) 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談実績及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。

(3) 医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者が参加する医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスを週1回程度開催する。

(報告)

第6条 室長は、第4条に規定する所掌事務に関する事項を病院長に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、管理室の運営に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院医療安全管理室は、この要綱により運営されているものとみなす。

附 則（平成22年4月1日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日改正）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年10月24日改正）

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。